特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種 の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道函館市長

公表日

令和6年7月2日

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務						
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法および行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、番号法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が有する特定個人情報について、情報連携を行う。情報提供に必要な情報を副本として中間サーバーへ登録し、次の事務において特定個人情報を利用する。 ①住民基本台帳を基に予防接種対象者を抽出する。 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、接種日、接種機関等)。 ③照会申請による予防接種履歴の照会。					
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル	名					
新型インフルエンザ予防接種ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法別表第一 93の2の項					

4. 情報提供ネット	・ワークシステ	Fムによる情	報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第二 115の2の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第二 115の2の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部保健予防課
②所属長の役職名	保健福祉部保健予防課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	√ハマケ ☆D →→ →→ >+ サルラ田	函館市東雪町4番13号	0100 01 0040
三百 火 光		冰眼 市 电 三 山 4 春 1 3 春	U138-71-3649

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

	連絡先	保健福祉部保健予防課	函館市五稜郭町23番1号 0138-32-1	47
--	-----	------------	------------------------	----

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいでは、いつ時点の計数か		[10万人以上30万人未满]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
		令和6	年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6	年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

従業者に対する教育・啓発

十分に行っている

]

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 <選択肢> 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書及び重点項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が 記載されている。 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) <選択肢> 目的外の入手が行われるリ 1) 特に力を入れている Γ 十分である] スクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 3. 特定個人情報の使用 <選択肢> 目的を超えた紐付け、事務 1) 特に力を入れている に必要のない情報との紐付 1 十分である 2) 十分である けが行われるリスクへの対策 3) 課題が残されている は十分か <選択肢> 権限のない者(元職員、アク 1) 特に力を入れている セス権限のない職員等)に 十分である] 2) 十分である よって不正に使用されるリス 3) 課題が残されている クへの対策は十分か 1委託しない 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <選択肢> 委託先における不正な使用 1) 特に力を入れている 十分である] 等のリスクへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない <選択肢> 不正な提供・移転が行われ 1) 特に力を入れている 2) 十分である] るリスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続]接続しない(提供) 1接続しない(入手) <選択肢> 目的外の入手が行われるリ 1) 特に力を入れている] Γ 十分である スクへの対策は十分か 2) 十分である 3) <u>課題が残されている</u> <選択肢> 1) 特に力を入れている 不正な提供が行われるリス 十分である] クへの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている 7. 特定個人情報の保管・消去 <選択肢> 特定個人情報の漏えい・滅 1) 特に力を入れている 失・毀損リスクへの対策は十 十分である] 2) 十分である 分か 3) 課題が残されている 8. 監査 [〇] 自己点検 実施の有無 [〇] 内部監査 Γ 〕外部監査 9. 従業者に対する教育・啓発

<選択肢>

1) 特に力を入れて行っている

2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月18日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月18日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年6月17日	I-3. 法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第67条の2	削除	事後	
令和4年6月17日	I ー4. 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第二の主務省令に定める事務及 び情報を定める命令 第59条の2 (情報照会の根拠) 番号法別表第二の主務省令に定める事務及 び情報を定める命令 第59条の2	削除	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年7月2日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年7月2日	Ⅱ -2. いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	